

岩手県告示第641号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成28年7月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成28年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人結人
  - (2) 代表者の氏名 昆亜紀夫
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県宮古市末広町6番8号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、東日本大震災で被災した岩手県宮古市を中心とする沿岸地域の障がい者（児）が地域の中で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、宮古市を中心とした関係機関・団体と連携を図り、障がい者（児）に最も適したサービスの提供、相談、市民啓発、障がい当事者のエンパワメント等、様々な手段をもって、障がい者（児）の復興支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること、また障がい者福祉に限らず宮古市における福祉の増進・人権擁護に寄与することを目的とする。